

鹿沼市終身建物賃貸借制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(事業認可申請書の添付図書)

第2条 法53条第2項に規定する書面は、別記様式第1号とする。

2 省令第32条第2項の規定により市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

一 法第54条第4号の前払金を受領する場合にあっては、同条第5号に掲げる基準に適合している旨を証する書類

二 その他市長が必要と認める書類

(事業認可申請の取下げ)

第3条 法第53条の規定により申請をした者は、認可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記様式第2号により市長に申し出なければならない。

(事業の変更)

第4条 法第56条第1項の認可を受けようとするときは、別記様式第3号により市長に申請しなければならない。

2 第2条及び第3条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第3条中「法第53条」は「法第56条第1項」と読み替えるものとする。

(賃貸住宅の届出の添付書類)

第5条 省令第41条第2項第3号に規定により市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

一 加齢対応構造等のチェックリスト（別記様式第4号）及びそれを示す図面

二 その他市長が必要と認める書類

(賃貸住宅の届出の変更)

第6条 法第57条第3項の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

(終身建物賃貸借の解約の承認申請)

第7条 法第59条第1項の承認を受けようとするときは、別記様式第6号により市長に申請しなければならない。

(管理状況報告)

第8条 法第52条の認可を受けた者は、毎年3月末日現在における認可住宅の管理状況について、当該年の5月末日までに、別記様式第7号により市長に報告しなければならない。

(地位の承継)

第9条 法第68条第2項の規定による届出は、別記様式第8号によるものとする。

2 同条第3項の承認を受けようとするときは、別記様式第9号により市長に申請しなければならない。

(事業の廃止)

第 10 条 法第 71 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 10 号によるものとする。
(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。